

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 19 日)
(第 26 号)

第
26
号

10
月
19
日

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 26 号

○令和 2 年 10 月 19 日（月曜日）

議事日程（第 26 号）

令和 2 年 10 月 19 日（月） 午前 10 時開議

- 第 1 議案第 124 号から議案第 143 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 4 意見書案第 8 号から意見書案第 15 号まで
〔討論、採決〕
- 第 5 議案第 144 号
〔提案説明、採決〕
- 第 6 認定第 5 号から認定第 17 号まで
〔提案説明、委員会付託〕
- 第 7 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第 124 号から議案第 143 号まで
- 日程第 2 認定第 1 号から認定第 4 号まで
- 日程第 3 請願の件
- 日程第 4 意見書案第 8 号から意見書案第 15 号まで

日程第5	議案第144号
日程第6	認定第5号から認定第17号まで
日程第7	議員派遣の件
日程追加	議員辞職の件
日程追加	会議録署名議員の追加指名
日程追加	常任委員の所属変更の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	倉 本	崇 弘
19	番	野 村	保 夫

20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸
41	番	三	谷	哲	央
43	番	中	村	進	一
44	番	津	田	健	児
45	番	中	嶋	年	規
46	番	青	木	謙	順
47	番	中	森	博	文
48	番	前	野	和	美

49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹)	林 良 充

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹

雇用経済部長	島上聖司
県土整備部長	水野宏治
環境生活部廃棄物対策局長	安井晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横田浩一
雇用経済部観光局長	河口瑞子
県土整備部理事	真弓明光
企業庁長	喜多正幸
病院事業庁長	加藤和浩
会計管理者兼出納局長	森靖洋
教 育 長	木平芳定
公安委員会委員	種橋潤治
警察本部長	岡素彦
代表監査委員	山口和夫
監査委員事務局長	坂三雅人
人事委員会委員長	竹川博子
人事委員会事務局長	山川晴久
選挙管理委員会委員長	高木久代
労働委員会事務局長	中井宏文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから、本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第8号から意見書案第15号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第144号、認定第5号から認定第17号まで並びに報告第22号から報告第24号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
133	工事請負契約について（木曾岬2期地区基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業排水機製作据付工事）
140	三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の策定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年10月9日

三重県議会議長 日沖 正信 様

環境生活農林水産常任委員長 中瀬古 初美

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
128	三重県食品衛生法施行条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年10月8日

三重県議会議長 日沖 正信 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 倉本 崇弘

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
134	工事協定締結について（伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生・徳田間14km300m付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事）
135	工事請負契約の変更について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年10月12日

三重県議会議長 日沖 正信 様

防災県土整備企業常任委員長 藤根 正典

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
132	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案
136	財産の取得について
137	損害賠償の額の決定及び和解について
138	損害賠償の額の決定及び和解について
139	和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年10月9日

三重県議会議長 日沖 正信 様

教育警察常任委員長 濱井 初男

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
129	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年10月12日

三重県議会議長 日沖 正信 様

総務地域連携常任委員長 野村 保夫

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 2 4	令和2年度三重県一般会計補正予算（第7号）
1 2 5	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 6	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
1 2 7	令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
1 3 0	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 3 1	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
1 4 1	令和元年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
1 4 2	令和元年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
1 4 3	令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少について

認定番号	件 名
1	令和元年度三重県水道事業決算
2	令和元年度三重県工業用水道事業決算
3	令和元年度三重県電気事業決算
4	令和元年度三重県病院事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年10月15日

三重県議会議長 日沖 正信 様

予算決算常任委員長 杉本 熊野

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請13	県内すべての医科・歯科医療機関に対する財政措置を講じることを求めることについて	津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	山本里香 稲森稔尚	不採択

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請14	25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子	山本里香 稲森稔尚	不採択
請15	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名	川口 円 中瀬古 初美子 小島 智子 山本里香 稲森稔尚 藤田 宜三	不採択
請16	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名	川口 円 中瀬古 初美子 小島 智子 山本里香 稲森稔尚 藤田 宜三	不採択
請17	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F	川口 円 中瀬古 初美子 小島 智子 山本里香	採択

		三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名	稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三	
請18	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名	川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三	採択
請19	全国に先駆けた三重県独自の学級編制基準の導入により、誰一人取り残さない、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名	川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三	不採択

意見書案第8号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月9日

提 出 者

教育警察常任委員長

濱 井 初 男

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.5%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年6月に改正され、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても子ど

もの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。また、同年11月には法改正を踏まえ、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

子どもの貧困対策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

また、令和2年度には家庭の経済状況にかかわらず、高等教育機関に進学するチャンスが確保できるよう高等教育の修学支援新制度が創設され、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化した学生への対応として、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されたが、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるようにするためには、今後もこれらの制度の充実が必要である。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、学びの保障につながるよう、更なる制度の拡充が求められるところである。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第9号

学校における防災対策の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和2年10月9日

提出者

教育警察常任委員長

濱井初男

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかし、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は避難所の収容人数を考慮し、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ることとしている。学校施設において屋内運動場以外を避難所スペースとして活用するためには、耐震化等の施設整備が必要である。さらには、誰もが安心して避難するためにはバリアフリー化の推進も含め、学校施設の防災機能強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組みされるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、
財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

意見書案第10号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
上記提出する。

令和2年10月9日

提出者

小島 智子
山本 里香
稲垣 昭義

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

現行制度では、教職員の給与費のみが対象経費とされ、かつて対象であった教材費等は対象外となっており、一般財源で措置されている。令和2年3月以来、新型コロナウイルス感染症の拡大によって全国の学校が臨時休業となり、オンライン教育を進めるための環境整備が行われたが、端末の配備や通信環境などにおいて地域間で格差が生じている。このような地域間格差を解消し、義

義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

意見書案第11号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案
上記提出する。

令和2年10月9日

提出者

小 島 智 子
山 本 里 香
稲 垣 昭 義

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画
の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つである。

しかしながら、本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において高い水準にある。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各学校では分散登校などこれまでにない対応を行っている。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら子どもたちの学びを保障するには、その取組を進めるための人的・物的体制の整備を行うことが必要である。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、どのような事態が生じても教職員が適切かつ円滑に対処し、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置のための予算措置をはじめとする財政措置はいまだ不十分であり、国際的にも教育に対する公財政支出は低い状況にある。山積する教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第12号

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するための財政
支援措置の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月12日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 本 佐知子
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生
谷 川 孝 栄

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するための財政
支援措置の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態において、感染拡大の防止や医療提供体制の確保、深刻な影響を受けている地域経済の回復など、緊急に対応しなければならない様々な課題に直面している。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域経済の疲弊などにより、法人住民税や事業税をはじめとする地方税の減収が見込まれるな

ど、地方財政はたいへん厳しい状況に置かれている。

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に的確に対応し、住民の安心・安全を確保していくためには、地方財政の安定的な運営が不可欠である。そのためには、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するための財政支援措置の充実及び強化が求められる。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について措置を講じるよう強く求める。

記

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、基金への積立に厳しい要件が定められており、複数年にわたる事業への交付金の活用に支障が生じているが、新型コロナウイルス感染症への対応には、今後の影響が十分に見通せない中、中長期的に取り組まなければならない面があることから、基金の対象事業の要件を緩和するとともに、債務負担行為を設定する事業も交付金の対象とするなど、複数年にわたる事業にも柔軟に交付金を活用できるよう措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業やそれに関連する農林水産業をはじめとする地域産業において、多くの事業者の事業継続に支障が生じているなど危機的な状況となっており、継続的な支援が必要であることから、国の予備費を活用するなどして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による地方税の減収については、普通交付税の精算措置等による財政措置が適切に図られるようにするとともに、地方消費税や地方消費税交付金も対象とするなど、減収補填債発行の対象税目を拡充すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生）

意見書案第13号

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれてい
る旅館・ホテル事業者への支援等を求める意見書案
上記提出する。

令和2年10月12日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 本 佐知子
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生
谷 川 孝 栄

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれてい
る旅館・ホテル事業者への支援等を求める意見書案

旅館・ホテル事業者は、これまで来訪客への懇切な対応はもちろんのこと、地域における観光振興に尽力してきており、観光立国及び地方創生に貢献してきた。また、旅館及びホテルは災害時には一時避難場所として活用されることもあるなど、旅館・ホテル事業者はそれぞれの地域において観光振興以外にも重要な役割を担っている。

しかしながら、現在、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による旅行者の著しい減少により、旅館・ホテル事業者は、経済的に非常に厳しい状況に置かれている。本県においても、各旅館・ホテル事業者は生き残りのために懸命に努力を続けているものの、稼働率の業態間格差及び規模間格差が大きく、民宿や中小規模の事業者が特に打撃を受けている状況である。

こうした中、今後も観光立国及び地方創生に大きな役割を果たすことが期待される旅館・ホテル事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響による困難を克服して、引き続き事業を継続していくことができるよう、旅館・ホテル事業者を公的に支援していくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立した観光振興を図っていく必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている旅館・ホテル事業者への支援等のため、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている旅館・ホテル事業者の事業継続に資するよう、既存の支援措置について下記の措置を講ずること。

(1) 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置については、令和2年12月末まで延長されることとなったところであるが、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、令和3年以降の延長も検

討すること。

(2) 日本放送協会との放送受信契約に係る受信料については、持続化給付金受給事業者を対象に2か月間の免除の措置がとられているが、旅館・ホテル事業者については、客室稼働率の低迷状況等を勘案し、より長期間の免除の措置がとられるよう、日本放送協会に対し要請を行うこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業等に対して令和3年度の事業用家屋等に係る固定資産税及び都市計画税が減免されることとなっているが、事業用の土地もその対象として加え、また、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、令和4年度以降も減免措置を継続するよう検討するとともに、併せて市町村の減収対策を講じること。

2 旅行を通じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が着実に図られるよう、旅館・ホテル事業者が感染防止対策を万全に講ずるために必要な支援を行うとともに、旅行者に対して「新しい旅のエチケット」の周知徹底を図ること。

3 「G o T o トラベル事業」については、地方創生に真に資する事業となるよう、できる限り多くの旅館・ホテル事業者、旅行業者、地域の物産を取り扱う店舗等が参加できるような環境整備に努めること。特に、大規模な事業者だけでなく、地方の中小規模の事業者にも本事業の効果が波及するような運用に努め、併せて制度の見直しも検討すること。また、「G o T o トラベル事業」終了後も、観光地の魅力向上につながるような観光振興のための支援措置を継続的に実施すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、
経済再生担当大臣

意見書案第14号

ドクターヘリの安定的かつ持続的な運用への支援強化を求める意
見書案

上記提出する。

令和2年10月12日

提出者

川口 円
石垣 智 矢
山本 佐知子
中瀬古 初 美
小島 智 子
野村 保 夫
山内 道 明
山本 里 香
稲森 稔 尚
藤田 宜 三
石田 成 生
谷川 孝 栄

ドクターヘリの安定的かつ持続的な運用への支援強化を求める意
見書案

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速約200 km

で現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。平成13年の本格運航以来、これまで本県をはじめ全国43道府県に53機が配備されている。出動件数も年々増加し、平成30年度には29,000件を超えた。令和2年7月に九州地方を襲った豪雨災害でも出動しており、「空飛ぶ治療室」としての役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離かいが生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらには運航業務従事者の人件費などの経費増加に直結するため、運航事業者の経済的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航に係る費用については、国が医療提供体制推進事業費補助金（ドクターヘリ導入促進事業）等により財政支援を実施しているが、追い付いていない状況である。

よって、本県議会は、国において、全国におけるドクターヘリの運航状況等を的確に把握するとともに、ドクターヘリが今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 ドクターヘリの運航に係る必要経費増加の実態や地域ごとの年間飛行回数・時間の違いを的確に把握し、適正な運用に見合う医療提供体制推進事業費補助金の基準額の設定及び予算措置を行うこと。
- 2 消費税の増税に伴い運航事業者の経済的負担が増大した現状を踏まえた適切な医療提供体制推進事業費補助金の基準額の設定及び予算措置を行うこと。
- 3 ドクターヘリの運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士など運航業務従事者の勤務実態を的確に把握し、適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時において、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運航事業者に負担が強いられている現状を是正すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、

意見書案第15号

災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書案
上記提出する。

令和2年10月12日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 本 佐知子
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生
谷 川 孝 栄

災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書案

近年、地震や台風、豪雨等の大規模災害が多発していることに加えて、新型

コロナウイルスによる感染リスクへの備えが必要になっている。大規模災害の発生時において、高齢者や障がい者といった要配慮者をはじめとする被災者に対する福祉関係者の支援は、被災者の生命や健康を守り、生活を再建するために不可欠なものとなっている。

しかしながら、医療・助産支援と異なり、災害時の福祉支援については災害救助法上の位置付けが明確になっていないこともあって、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による福祉支援や都道府県の相互応援が適切に実施される環境はいまだ整っていないのが現状である。

よって、本県議会は、国において、災害時における福祉支援の充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス（介護を含む。）の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること。
- 2 同法第7条第1項の「救助に関する業務に従事させることができる」者として「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について、災害救助費からの支弁を可能にすること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣(防災)

提 出 議 案 件 名

- 議案第144号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて
- 認定第5号 令和元年度三重県一般会計歳入歳出決算
- 認定第6号 令和元年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 令和元年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第13号 令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第14号 令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第15号 令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第16号 令和元年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第17号 令和元年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 日程第1、議案第124号から議案第143号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。中瀬古初美環境生活農林水産常任委員長。

〔中瀬古初美環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（中瀬古初美） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第133号工事請負契約について（木曾岬2期地区基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業排水機製作据付工事）ほか1件につきましては、去る10月7日及び9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）の在り方（中間案）についてであります。

この条例は、全ての人の性の多様性が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的としています。

LGBTなどの当事者をはじめ、誰もが性的指向及び性自認に関わらず、安心して学び、働き、暮らすことができる社会となるよう取り組んでいくことが必要です。

県当局におかれては、最終案を検討するに当たり、この条例が誰もが性的指向及び性自認に関わらず、人権を尊重され、自らの意思で生き方を選択でき、一人ひとりの個性や能力を発揮することができるよう、職場、学校、地域など社会全体での取組につながるものとなることを要望します。

また、パートナーシップ制度についても、当事者の視点に立って生活の安心感につながるよう、常任委員会での議論も踏まえ、十分に検討されるよう要望します。

次に、三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画についてであります。

本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを受容し、全国有数の生産量を誇ってきましたが、水産資源の減少や海洋環境の変化など、水産業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

今後の水産業の基本となる、多様な生物を育む豊かな海や河川を維持するためには、海や河川が本来有している生物の生態系の維持や環境の整備など

が必要です。

県当局におかれては、内水面地域の活性化や海や河川の水産動植物の生育環境の保全について、部局を横断した対策に取り組まれるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔倉本崇弘医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（倉本崇弘） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第128号三重県食品衛生法施行条例案につきましては、去る10月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県感染症対策条例（仮称）の制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染患者や医療従事者等に対する差別や偏見、誹謗中傷などが社会問題化しており、県当局では、これまで県民に対して、感染症患者等への差別や偏見の根絶に向けたメッセージを幾度も発信してきたところです。

条例案では、感染症の予防及び蔓延防止を図るとともに、差別の禁止など、人権侵害の防止を基本理念に挙げています。

県当局におかれては、三重県感染症対策条例（仮称）の制定に当たり、条例の目的である県民が安心して暮らせる社会の実現を目指して、差別の禁止等に関する正しい知識の普及啓発を図るだけでなく、人権侵害の被害者に対する相談体制や救済措置に関する視点も盛り込み、関係部局が連携し感染症対策に取り組まれるものとなるよう要望します。

また、条例を踏まえて改定する三重県新型インフルエンザ等対策行動計画及び三重県感染症予防計画にも同様に反映されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 藤根正典防災県土整備企業常任委員長。

〔藤根正典防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（藤根正典） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第134号工事協定締結について（伊勢鉄道鈴鹿サーキット稻生・徳田間14キロメートル300メートル付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事）ほか1件につきましては、去る10月8日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、河川堆積土砂撤去の推進についてであります。

河川堆積土砂については、浸水被害を助長するおそれがあり、これまでも堆積土砂撤去に関する地域や市町からの強い要望が多い状況です。

県当局におかれては、関係市町と連携し今年度に新たに創設された緊急浚渫推進事業の積極的活用、砂利採取制度に係る推進策の拡充や制度の緩和など、河川堆積土砂撤去の推進につながる取組を総合的に進めることを要望いたします。

次に、建設工事請負業者への不当要求等についてであります。

県当局におかれては、県発注工事をめぐる建設工事請負業者への不当要求等に対する対応を強化するため、内水面漁協への工事説明の際の発注者と受注者の在り方や、不当要求が発生した場合の体制の在り方について、対策を講じることとしていますが、これらを踏まえ、県土整備部をはじめ、協力金の在り方を検討している農林水産部など関係部局が連携し、（仮称）不当要求行為等排除協議会の設立など、不当要求等の根絶に向けたさらなる対策を早期に講じられるよう要望いたします。

次に、県土整備部若手職員との意見交換についてであります。

県土整備部の10年先を見据えた県土整備のミッションについて話し合う勉

強会のメンバーである県土整備部の若手職員と、本委員会委員との意見交換を行う機会がありました。

こうした機会は、委員会活動の活性化を図る上でも意義があり、好事例になると考えますので、県当局におかれては、積極的に取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日冲正信） 濱井初男教育警察常任委員長。

〔濱井初男教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（濱井初男） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第132号公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例ほか4件につきましては、去る10月7日及び9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る検証についてであります。

これまで、県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染防止対策の徹底と学びの継続を両立するため、国から示された方針等を基に様々な対策を講じてきました。状況が変わりゆく中で、新たに得られた知見については、随時、県立学校における新型コロナウイルスガイドラインに反映するなど対策を進めていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策については、検証を重ねていく必要があると考えます。

県当局におかれては、検証を進めるに当たって、学校関係者はもちろんのこと、ふだんと異なる環境に置かれた子どもたちの声を聞くことなどを通して、これまでの取組の課題を明らかにし、学校における今後の新型コロナウイルス感染症対策につなげていただくよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 野村保夫総務地域連携常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第129号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る10月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 杉本熊野予算決算常任委員長。

〔杉本熊野予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第124号令和2年度三重県一般会計補正予算（第7号）ほか8件につきましては、去る10月7日から12日に、該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月15日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第124号から議案第127号まで、議案第131号、議案第141号及び議案第142号の7件については、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第130号及び議案第143号の2件については、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、10月7日から12日に開催された各分科会における審査の過程において、特に議論のあった事項について申し述べます。

議案第143号令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少についてであります。

本議案は、令和元年度電気事業決算における資本金約130億円のうち、約92億円を減少し、約34億円を未処理欠損金に充てるとともに、水力発電事業譲渡差額金の約58億円を一般会計に納付するものです。

本議案に関することについては、県当局から、これまでも宮川流域関係市町に丁寧な御説明いただいているところではありますが、今後も引き続き、

宮川流域の流量回復等の地域課題に向けて、関係市町の意向を聞き取り、県の関係部局で情報を共有・連携しながら取り組んでいただくよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

議案第130号、第140号、第143号に対する反対討論をいたします。

議案第130号は、三重県手数料条例の一部を改正する条例案です。

建築基準法の一部改正によって、市町が設定する居住環境向上用途誘導地区において、建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限または建築物の高さの最高限度を超えることができる特別許可制度を新設し、その手数料を16万円とすることには問題があります。

都市再生特別措置法がつくられて、改正をされる中、建築基準法が様々な改正をされ、県条例に関わる部分が定例会ごとに小出しにされてきているうちの一つです。

立地適正化計画を策定している自治体のうちに、浸水想定区域など、災害時の危険区域を居住誘導区域に含めている自治体が9割を超えているという現実から、建築基準法の改正をしながら、まちづくり計画を防災優先にし、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害リスクを的確に反映して、開発許可などの規制強化が盛り込まれてきていることなどは、歓迎すべきことでもあります。

しかしながら、安心のために規制を強化する一方で、居住誘導区域内にお

ける病院、店舗など、日常生活に必要な施設について、建蔽率・容積率制限を特別申請という方法で規制緩和するものです。

一方で、規制を強化しながら、その一方で、特例ということで規制を緩和する。審査会での審査にかかるものの、実質緩和の方向に進むことは否めません。

これまでも立地適正化計画は、居住誘導区域で大型開発が行われ、居住誘導区域外では、公益・公共施設が集約されるなどしています。つまり、駅近の便利な地域へ特別申請で規制基準を緩和し、商店の入ったマンションなどを建設推進し、周辺の団地から誘導してくるものです。

そこには、大規模事業者優遇の仕組みが盛り込まれており、特定の大手開発事業者優先につながりかねない懸念もあり、緩和より、今余ってきている土地や空き家を規制基準の中で再生し、より安心の住環境を目指すことが大切と、反対いたします。

議案第140号三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の策定については、基本計画を策定することで、美し国、水産王国みえの復活とさらなる発展を目指します。そのことはとても重要です。漁業における資源の減少、漁場の環境の悪化、高齢化、施設の老朽化に加えて、気候変動による海洋環境の変化など、大変厳しい状況であるという分析の上に、これから10年間に産出額を10億円引き上げようという目標を定め、特に養殖業で研究を進め、従来漁業者以外の参入で成長・発展させようとするものです。

漁場の有効活用や効率化を進めるとし、海面利用において、改正された漁業法では、区画漁業権と定置漁業権には、これまで地元優先の優先順位があったものを、外部企業の参入が容易になるよう優先順位を廃止し、地元の水産業の発展に最も寄与すると認められる者とされ、認める者は知事の主観になりました。

そのことを受けての計画ですので、質疑で確認したところ、既存の漁業者、漁協が適切かつ有効に利用している場合には、外からの参入はない。有効に活用されていない場合には、最も効果的なものに免許を出すということとし

た。漁民の皆さんの担ってきた役割を、十分重視していくということも言われました。

企業も良好な漁場を求めて参入したいはずですが、企業が全て悪いわけではありませんが、利益がなければ企業経営は成り立たず、利益に関わらず、漁民の方がこれまで担ってきた営利につながらない様々なことを、未来につなげていくようなことをどこまで求められるのでしょうか。

地元の皆さんの意向に反してまで進めることはない。地元の皆さんにとって一番好ましい海面利用の在り方をつくっていくと、委員会で答弁されていますが、競争力で勝てない漁業者が追い出される可能性は否定できません。今、その思いであっても、法が変わってしまっているということは、実は大変なことです。

漁業法改正当時、政府が主催した説明会に参加した沿岸漁協は77組合だけです。955ある漁協の僅か1割にも達していなかったという事実があります。漁業権の優先順位の廃止は、水産庁へ現場から要望書や意見書が出されたわけではなく、水産業界の専門家が1人もいない、規制改革推進会議から発せられ、官邸主導で進められたものです。

全国の沿岸漁協約1000組合、漁業者約14万人の声を聞いたものではないと思います。

また、沿岸漁協の県一本化を進めるとの計画ですが、漁業の民主化のために、役目を果たしてきた歴史の上に進化・発展、新しい形を模索していくことは必要ですが、これだけ長い距離を持つ三重県の沿岸の中で、それぞれ海の特性もあり、この10年で一本化というのも、甚だ荒っぽいように思います。これらのことを、この間、漁民の皆さんに聞き取りなどをしましたが、どちらでも不安の声が出されています。

また、三重県の漁業において、養殖業以外の沿岸漁業、小型漁業への基本政策が希薄です。

壮年期の方々は、頑張っていたらと委員会での報告があったようですが、資源の減少や資源管理における不公平な配分、漁場環境の悪化など

で経営に窮している小型・沿岸漁業者が、安心して操業を続けられるように基本計画への書き込みをより充実すべきでした。

議案第143号令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少については、水力発電事業譲渡差額金約58億円を一般会計へ戻し、累積欠損金約34億円を資本金から充当する処理ということで合わせて92億円の減資です。

水力発電施設の売却により得た58億円は、その一部を、ダム発電により影響が著しい宮川流域の環境保全に充てるものとされていましたが、RDF発電の清算による残金を想定していた来年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費が間に合わないので、その58億円を減資して生み出す、一般会計への繰入れで一旦賄うということです。

水力発電事業が終わり、RDF発電事業も終わっていく中で、最後は全て清算し、県が出資もしていたことですから、資本金を解体することはあると思いますが、今、ひもつきで、三重とこわか国体・三重とこわか大会とされていることは大いに問題だと思います。

もちろん私は、三重とこわか国体・三重とこわか大会を応援する者ですが、地域を得られるような提案を一切せずというのでは、理屈が通りません。これでは、三重とこわか国体・三重とこわか大会にマイナスのイメージをつけます。また、後で差し替えたとしても、そのうちRDF事業の清算が行われますが、関係市町へのセーフティーネットの決着もつかないまま、当てにされているということも、現在、認められません。

一般会計の逼迫、その上、新型コロナウイルス感染症対策で、県独自に求められていることも多く、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらに財政出動が求められている状況は分かりますが、企業会計からの一般会計への貸出しや、この件は、緊急事態であれば、無理を通すということをおろそかにしているようです。

さきに示された来年度予算作成の四つの方針の中で、同列である、優劣はないと言いながら、安心・安全よりも、三重とこわか国体・三重とこわか大会が上位に来ているということはいかなるものかとの指摘をいたしました。

まさにそのていの現れだと思えます。

後にあります電気事業決算の認定とも関連し、反対いたしたいと思えます。

以上、議案3件の反対討論といたします。御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第124号から議案第129号まで、議案第131号から議案第139号まで、議案第141号及び議案第142号の17件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第130号及び議案第140号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第143号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

委員 長 報 告

○議長（日沖正信） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。杉本熊野予算決算常任委員長。

〔杉本熊野予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和元年度三重県水道事業決算ほか3件につきましては、去る10月5日及び15日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月12日には、該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号、認定第2号及び認定第4号の3件は、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第3号については、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の令和元年度の純利益は1億7162万円となっておりますが、前年度から1億6828万円の減となっております。これは、主に減価償却費が増加したこと等によるものです。

また、工業用水道事業の令和元年度の純利益は3億5153万円となっておりますが、前年度から8039万円の減となっております。これは主に、原水及び浄水費が増加したこと等によるものです。

県民の暮らしの安全・安心の確保や、地域経済の発展に貢献していくため、引き続き、三重県企業庁経営計画、水道施設改良計画、工業用水道施設改良計画に基づき、施設整備を進めるとともに、台風や集中豪雨による災害の発生に備えた浸水対策などの強化に向けて取り組み、健全かつ安定した経営の

継続、サービスの向上に努められるよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

令和元年度の純損失は7億943万円となっており、前年度から3191万円悪化しています。これは主に、RDF焼却・発電施設等の減損による特別損失を計上したこと等によるものです。

RDF焼却・発電事業については、三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電が終了したものの、施設の撤去等を行う必要があることから、引き続き、関係機関としっかりと調整を行い、円滑な事業終了に向けて取り組まれるよう要望します。

また、事業の総括については、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を十分に行うとともに、関係市町からの意見も反映し、事業の最終的な総括に向けた取組を進められるよう要望します。

最後に、病院事業についてであります。

令和元年度の経常収支及び総収支は、いずれも2145万円の黒字となっており、前年度から9679万円改善しています。

これは主に患者数の減少により、入院収益及び外来収益などの医業収益が減となったものの、給与費の減により、医業費用が減少したことによるものです。

しかし、92億円余りに及ぶ多額の累積欠損金を抱えており、依然として厳しい経営状況が続いています。

また、三重県病院事業中期経営計画における令和元年度の目標達成状況は、こころの医療センターでのデイケア・ショートケア延べ患者数や、一志病院での初期研修医・医学生受入れ延べ人数など、項目の約半数が未達成であります。

令和2年度は、中期経営計画の最終年度として、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策の徹底と事業運営に与える影響にも留意しながら、目標達成に向けた取組を進めるとともに、経営の健全化に取り組まれるよう要望します。

また、中期経営計画の実績等を踏まえた上で、各病院のそれぞれが担う役割・機能を十分に発揮できるよう、次期中期経営計画を策定されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。2度目の登壇となります。よろしくお願いいたします。

認定第3号令和元年度電気事業決算について、反対いたします。

電気事業会計の決算については、さきの議案反対討論でも述べた、水力発電事業譲渡差額金約58億円の一般会計への戻しに関わる地域の理解の問題とともに、やはり、現在、撤去作業に向けて、地域に理解を求めているRDF発電事業の終了後の最終処理に向けて走り出した昨年度の事業をどう見るかという問題です。

会計には、これまでその事業がなしてきた、よきも悪きも全て表れているわけです。

過大な計画を立て、前のめりの導入・建設の結果、事故が発生し、亡くなる方も出ました。この間、三谷議員からも、平成の時代で、県の最大の痛恨事、最初のスタートのときから少し無理があったのか、議会も執行部からの限られた情報を基にした判断とはいえ、推進にかじを切ったのはもう間違いない事実でありますとの指摘がありました。全く同感であります。

また、知事からは、RDFの製造を継続する団体に対しては、2020年度末までセーフティーネットの仕組みを設けることなどを決議したと、あるいは、

当初計画からさらに費用がかかり、巻き込んだ市町へも、持込み料の高騰など負担をかけてきたと、当初は、市町からのRDF処理委託料を無償としていましたが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したことは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ない。本事業については、やはり功罪半ばする事業であったと言わざるを得ないという言があります。また、その後で、功罪半ばと申し上げたのは、その政策論としてのことであって、やはり人命が失われているということは重く受け止めなければならないということを確認しているということも述べられています。

取り戻すことのできない命であり、負の経験です。政策論として、功罪半ばするとの考えであるならば、今後の政策展開の教訓にはなり得ません。電気事業が持つ罪を許し難く、セーフティーネットのありようも見えないままでは、電気事業決算に反対いたします。

賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、認定第1号、認定第2号及び認定第4号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

- 議長（日沖正信） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択2件、不採択5件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

- 議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。12番 田中智也議員。

〔12番 田中智也議員登壇〕

- 12番（田中智也） 新政みえ、田中智也です。

議長のお許しをいただきましたので、教育警察常任委員会において、不採択となりました請願第15号、第16号及び第19号に関して、採択すべきだという立場から討論いたします。

この3点の請願の理由には、共通して、新型コロナウイルス感染症への対策という視線が含まれています。

新型コロナウイルス感染症により、全国で学校が臨時休校となり、本県に

においても、オンライン教育を行うための環境整備が進められました。しかし、学校におけるICT環境の整備状況は、都道府県によって差があります。

県内においても、地域によりその状況は異なっており、子どもたちの学びの機会は均等ではないと言わざるを得ません。

2月から7月にかけて行われた、文部科学省の今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する教育関係団体のヒアリングにおいて、全国都道府県教育委員長協議会、及び全国都道府県教育長協議会などからは、国は、義務教育費国庫負担制度を堅持し、その充実を図り、義務教育に義務を果たすとともに、全国的な教育水準を確保するため、義務教育費国庫負担法に基づき、地方公共団体に負担転嫁することなく、国の責務として、必要な財源を確保する必要があるとの意見が出されています。この趣旨に大いに賛同するものです。

学級編制基準に関して、7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は、40人学級では、感染予防のための児童・生徒間の十分な距離を確保することは困難であり、大きな課題であるとして、少人数編制を可能とする教員確保について緊急提言を行っています。

萩生田文部科学大臣は、9月18日の会見で、コロナ禍において、子どもたちが学びの機会を失うことのないように、何があってもセーフティーネットを張って、子どもたちの学びを守っていくことも、今、喫緊の課題である。今後、同じような新たな感染症が発症したときにも、一定のソーシャルディスタンスが取れない学校現場では、休校を選択せざるを得ないということになる。物理的に、安心・安全な学校をつくっていくためには、私は、少人数学級というのは必要だと思っていますと述べています。

また、9月24日、自由民主党の教育再生実行本部は、文部科学省に対して、30人学級の推進及び高等学校のICT環境整備に関する決議を提出し、法改正で教員の数を増やし、そのための予算を来年度予算で検討するよう求めています。この決議に対して、大臣は翌日の記者会見で、まず、決議にある30人学級の推進に関しては、教育再生実行会議において、少人数によるきめ

細やかな指導体制の計画的な整備について検討を進めている。昨日、第2回初等中等教育ワーキング・グループを開催したところであり、学級編制基準の引下げを含め、引き続き、スピード感を持って精力的に議論を進めていきたいと述べています。

感染症の専門家をはじめ、様々な立場から新型コロナウイルス感染症に関わって、感染防止のための物理的な距離の確保が求められています。それだけでなく、誰も取り残すことなく、複雑化・多様化する教育課題に対応し、学びからそれぞれの自己実現へつなげていくために、今こそ、学級編制基準の引下げ、それに伴う人材確保にもつながる教職員定数改善計画の策定・実施、教育予算拡充が必要なのではないでしょうか。

三重県においては、9月14日、PTA、校長会、教職員、それぞれの代表が、三重県独自の学級編制基準を導入するよう求めました。

また、三重県市長会、三重県町村会からも、30人以下学級の実現を求める要望が出されています。

県内の学校に子どもが通う保護者の声を紹介します。

クラスを二つに分けて、午前と午後の分散登校だったときのことです。小学生の子どもが言っていました。学校で過ごす時間は短かったけど、先生とたくさん話ができ、勉強もよく分かった。また、以前に比べ、今日は保健室へ行ったと子どもから聞く回数が増えました。世間では、子ども自らが命を絶つ事案もあるように聞いています。臆測ですが、このコロナ禍で、子どもたちは不安になって、学校生活での安全・安心はとても脅かされているように感じます。学校の先生方には、子どもたち一人ひとりと、これまで以上に向き合ってもらい、僅かな変化、心のSOSを察知してもらいたい。

そして、こんな声もありました。

何も無い家庭ばかりならいいのですが、そうではない家庭もあるだろうし、担任1人で40人の子どもたちの家庭の状況を知り、我が事として捉え、その子どもの育ちにとって必要なことを考え、実施していくのは、普通に考えて無理じゃないかと。義務教育ですから、どんな家庭の子どもたちも必ず行く

ことになっています。大事なときの育ちに関われるのは、学校しかないのだから、そこにお金を使って、充実させるのは当たり前だと思うのです。

このような声を受けて、私たちがどう考えるかだというふうには思っています。

コロナ禍でも、全ての子どもたちが安心して通学でき、安心して学べる環境をどうつくるか。学校の新しい生活様式に対する、安全な距離を互いに保てる環境をどうするか。子どもたちの声、保護者の声、実際、教育に携わっている人々の声、子どもたちの命や健康、育ちに責任のある知事、市長、町村長の声、それらに真摯に耳を傾ければ、今、何をすることが必要であるかは明らかであります。

三重県教育施策大綱及び三重県教育ビジョンの中で、教育の意義としてこう触れられています。

子どもたちは、地域社会の希望そのものであり、教育は、子どもたち自身の夢を芽吹かせ、未来に向かって育てていく、成長の水と光である。その大きな使命を担っているとしています。

私は、三重の子どもたちを守り育てるために、県民の皆さんの声に、私たちの声を重ね合わせ、国に先駆けた県独自の学級編制を強く求めます。

どうか議員各位におかれては、賢明な御判断と御賛同をいただきますよう、心からお願い申し上げます。（拍手）

○議長（日沖正信） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

請願第13号、第14号、第15号、第16号、第19号を不採択とした委員会審査結果に反対の意を述べ、討論したいと思います。

請願第13号は、国に対して、全ての医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさないように、診療を継続できるよう財源措置を講ずることを国に求めるものです。

新型コロナウイルス感染症が長引く中、知事が直接大臣に要望されたり、

全国知事会でも度々発言している。医療保健部としても度々地域の実情を国へ訴えているなど、また、委員からは、経営状況の悪化を招いている医科・歯科医療機関は少なくないとの認識は共有できるものとしながら、全ての医科・歯科医療機関ということではないのではないかとということで、不採択となりました。

もちろん、影響の大小の違いはあれど、提出団体では、春にアンケートを取られた頃より、さらに医療機関の経営状況が悪化し、現場として、全てにおいて危機が強まっているとされての請願です。

国へ要望して、国が支援の仕組みをどう判断するかは、国によります。

知事、県行政担当だけでなく、議会の立場としても、困窮の状況を訴え、支援を求めることは大切なことと考えます。

次に、第15号義務教育費国庫負担制度の充実を国に求める請願、第16号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を国に求めることについてです。

義務教育費国庫負担制度は、憲法、教育基本法から要請された教育の機会均等とその水準の維持向上を国の責任として財政面から支える制度です。

山間、僻地、離島を含む、全国で自治体の財政力に関わらず、子どもたちに一定の水準、内容の義務教育を保障する上で大きな役割を果たしてきました。そもそも、憲法第26条では、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。また、義務教育はこれを無償とすると定めており、政府において、義務教育の無償化は、憲法が求める国民に対する責任であり、あれこれ理由をつけて、それを怠ることが許されない問題です。

地方の独自性は、それぞれの部分でももちろん発揮されて当然ですが、義務教育については、ナショナルミニマムとして、国の責任で、学級編制、教職員定数などの標準を設定し、国と都道府県で必要な財政を負担するということをベースにしなければなりません。その上に立っての地方の独自性です。地方に責任の転嫁をすれば、財政力による教育の地域格差を容認することに

つながります。教育の機会均等が侵害されることにもなります。よって、義務教育費国庫負担制度の充実や教育予算拡充を求めたいと思います。

教育を含む各自治体の行政は、地方自治の本旨にのっとり、自主財源を保障し、本来、地方自治体に任されるべきであります。しかし、地方分権を標榜することで、狙いは国庫補助負担金や地方交付金の削減など、国の地方に対する財源保障を縮減するというものであったことは言うまでもありません。

国民の権利の根幹に関わる教育や福祉の財政保障は国の責任です。基本的教育条件などを、地方の政策選択に任せてしまうことは、憲法が定めた基本的人権の均等保障の点からも問題であります。

現在の子どもと教育をめぐる基礎的な学力保障をはじめ、子どもたちの人間的な成長、発達に関わる諸問題を解決していくためには、一人ひとりの子どもたちに対する教育の機会均等と教育条件の整備は、大前提となる課題で、これを財政的に担保しているのが、義務教育費国庫負担制度並びに教育予算の拡充で、子どもたちの未来のための、日本の未来のための投資です。

子どもたちを中心に据えた学校教育の充実、教職員の働き方改革に新型コロナウイルス感染症の3密回避対策が加わる中、国の責任で、少人数学級の実現のため、教育条件の改善を推進し、教職員定数改善計画の策定と実施を求める声を広げていくのは重要なことです。

最後に、請願第14号25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについてと、請願第19号全国に先駆けた三重県独自の学級編制基準の導入により、誰一人取り残さない、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて論じます。

少人数学級への取組は、これまでもその教育的必要性、今の時代のきめ細かな教育を求める声の中で、三重県でも早くから進められてきました。

また、国でも近年若干の進捗はあったものの、財政上の問題もあり、足踏み状態であります。

今年の新型コロナウイルス感染症の発生において、さらに教室環境の整備としても、少人数学級を求める声が全国的に大きくなり、国も精力的に検討

するということになりました。もちろん、国の制度としての早急な実施を期待いたします。

ここで改めて、請願第19号の請願趣旨の格調高い文章を読み上げます。

県立高等学校では、現状、募集定員が、1学級原則40人であり、小・中・高・特別支援学校においても、過密状態で授業が行われている例が少なくないのが現状である。

今後、新型コロナウイルス感染症が速やかに収束したとしても、抜本的改善がされなければ、新たな事態が生じたときに、再び同様の事態が起こることは明白である。

本年は、三重県教育施策大綱、三重県教育ビジョンの4か年の初年度に当たり、そこでは、誰一人取り残されることなく、質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を伸ばすことで、夢や希望を実現し、活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えますとうたわれている。

三重県で学ぶ全ての子どもたちが、県内どこの地域で学ぼうとも、環境に左右されることなく学べなければならない。現在、小学校の複式学級について、県独自の学級編制基準が活用されているが、大綱・ビジョンに込められた思いを確実に実現していくため、国の定数改善計画を待たず、三重県独自の新たな学級編制基準を、小・中・高・特別支援学校において制定し、それを実現するための教職員定数を確保することが急務である。中略。

以上のことから、三重県の公立学校を全ての子どもたちが安心して通学でき、学び合い、育ち合える学校、ソーシャルディスタンスの確保され得る、学校の新しい生活様式に対応した新たな学校としていくために、全ての校種において、三重県独自の学級編制基準を制定するとともに、それを実現するための教職員定数を確保することを強く求めるとあります。

格調高い文章だと思います。この思いをどう受け止めるかです。

さきにも述べました、学級編制及び教職員定数に関わる基準は、ナショナルミニマムとして国の責任によって、改善が行われなければならないと考え

ますが、この二つの請願趣旨として、国を待たずに、大綱やビジョンにのっ
とって実績をつくってほしいと求めるものです。

小・中・高等学校において、これを進めるに当たって、現在実施している
三重少人数教育推進事業の25人条件という、その数値設定の根拠も、委員会
でも説明できないまま、導入当時から引き継ぐ矛盾の解消も含めることは当
然のことと考えています。

以上、これらを不採択とした委員会審査に反対する討論とし、心から賛同
をお呼びかけいたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は5回に分け、起立により行います。

まず、請願第17号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度
の拡充を求めることについて、及び請願第18号防災対策の充実を求めること
についての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり、採択することに賛成の方は起立願
います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の
決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第13号県内すべての医科・歯科医療機関に対する財政措置を講
じることを求めることについて及び請願第14号25人下限条件をなくし、真の
30人学級実現を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件を、いずれも委員会の決定どおり、不採択とすることに賛成の方は起
立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の

決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第15号義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第15号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、請願第16号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第16号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、請願第19号全国に先駆けた三重県独自の学級編制基準の導入により、誰一人取り残さない、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第19号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま採択されました請願第19号につきましては、執行機関に送付し、その処理経過と結果の報告を請求したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

意見書案審議

○議長（日沖正信） 日程第4、意見書案第8号子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の充実を求める意見書案、意見書案第9号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第10号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案、意見書案第11号子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第12号地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するための財政支援措置の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第13号新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている旅館・ホテル事業者への支援等を求める意見書案、意見書案第14号ドクターヘリの安定的かつ持続的な運用への支援強化を求める意見書案、及び意見書案第15号災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第10号から意見書案第15号までは、委員会付託を

省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第10号から意見書案第15号までは、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

討 論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） 自由民主党県議団の小林貴虎です。

まず、意見書案第10号について、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案に関してですが、教材費が1985年に対象外となり、一般財源措置のままであり、国庫負担制度で財源を確保、さらに拡充、拡大されるべきであるという記述があります。

何か、一般財源であると不足で不十分であるかのような書き方です。果たしてそうでしょうか。

例えば、GIGAスクール構想に関しては、単年度1800億円、5か年計画で合計9000億円を充当しています。もちろん、これは一般財源として交付され、不足分を地方の財源で賄い、Wi-Fiの整備、1人1台パソコン、ICT支援員の配置、普通教室に1台の大型モニター、総合型支援システムなどを整備していく事業です。

過去のことを蒸し返すのはあまり好みではないんですが、5か年計画の2年目に当たる令和元年度当初予算には、Wi-Fi整備の予算も、電子黒板も、パソコンやタブレットの購入費ほか、GIGAスクール関連の予算は全く計上されておりません。整備率は目標に遠く及ばない状況でした。

幸い、本年度早々に知事の判断で、2年前倒しの予算措置が決定され、教育長がこれを発表したのは記憶に新しいはずです。おかげで、今年度中に目

標達成の見込みです。

国が環境整備のために予算をつけ交付税措置をしても、地方がそこに目を向けず、議会も指摘しなければ、子どものために必要だと国が事業化したICT機器の整備が充実されないということであれば、これは国の責任でしょうか。

同意見書案は、義務教育費国庫負担金の拡充と増額が必要だと訴えています。ちなみに、令和2年度当初予算では、1兆5221億円が充てられています。

減額されているのであれば、またその主張も分からなくはありませんが、この額は、前年度比21億円増です。三位一体改革によって、地方には権限とともに財源が移譲されたはず。そして三重県はその後可能になった自由裁量の下、三重少人数教育推進事業という独自事業を実施しているはず。

この事業の評価は別として、多くの子どもたちがこの事業の受益者です。

移譲された権限の返上を表明するわけでもなく、財源の返上を表明するわけでもなく、ただ、教員の給与、そのほかの給与及び報酬などに要する経費の増額のみを国に求めるのは、随分無理がある要求だと思いますので、同意見書案に反対します。

次に、意見書案第11号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書案についてですが、教育の複雑化、多様化による学校の業務量が増加の一方で、学校の働き方改革が求められるにも関わらず、人的配置の財政措置が不十分だと主張しています。

令和2年度における人的配置に関わる予算措置の例を挙げさせていただきます。

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築として、1兆5221億円、前年度比21億円増、教員定数はプラス3726人、前年度の令和元年度ではプラス1456人、内容はおおむね次のとおりで、小学校英語専科指導のための加配定数、義務教育9年間を通した指導体制への支援、中学校における生徒指導や支援体制の強化、事務教員・主幹教

諭の配置充実ということでおおよそ3340人増えております。残り400人ほどは、発達障がいなどの障がいのある児童への支援、外国人児童・生徒に対する日本語指導教育の充実、いじめ・不登校の対策、貧困対策、養護教諭・栄養指導教諭のほか、小規模校、統合校への支援などであります。

ほかにも別立てで、補習などのための指導員派遣などに62億円、7億円増、学力向上を目的とした学校教育活動支援32億円、1億円増、300人増、教員の負担軽減を図れるよう学習プリントなどの印刷などに、教員に代わってもらうサポートスタッフの配置19億円、5億円増、計4600人、1000人増、中学校における部活動指導員の配置11億円、1億円増などあります。

教員が教育に専念できるよう、学校事務のための人員を充実するために予算措置が毎年講じられているように見受けられます。

まず、これらの事業をしっかりと本県でも実施するのが先ではないでしょうか。

このことは、さきに我が会派の代表質問で、津田議員が発言されたように、三重でどれぐらい活用されているのかも含め、精査していきたいと思っております。

同意見書案には新型コロナウイルス感染症対応に関して記述があり、緊急事態において教員が足りないことが露呈したと書かれています。

県庁も医療現場も保健所も、この緊急事態で人手が足りなかったんじゃないでしょうか。その理由は、これが緊急事態だからです。

この意見書案は、定数改善計画の策定と実施により、教員定数を増やすことを求めているようですが、これは平時のことです。緊急時には、緊急時に耐える緊急事態対策を準備していくことが大事で、緊急時に必要な人員を平時の人員として増員することはナンセンスです。

教員増を求めるのであれば、平時の理由で教員を増やす必要性を説くべきだと考えます。

ちなみに同意見書案では、OECDインディケータの2019年において、高等教育段階の教育支出について、公財政支出が占める割合は僅か31%で、

OECD諸国の中で最低水準の国という表現があります。各所でよく見る比較ですが、2017年度の数字で、日本国民の租税負担率は、メキシコ18.8%、チリ22.1%、リトアニア23.5%、トルコ24.8%に続き、日本25.5%、下から5番目に国民の負担が低い国のようです。

実態は別として、教育先進国として、よくメディアなどで持ち上げられるデンマークは、租税負担率64.2%、消費税は25%、軽減税率なし。スウェーデンは租税負担率53.8%、消費税25%、高福祉高負担の国です。受益者負担という考え方があり、国側はそもそも異なる租税負担率の低い日本と租税負担率の高い国々を単純に比較すべきではないということを付け加えておきたいと思います。

以上、同意見書案などの求める教員の働き方改革に関しては、様々な対策予算が国によってつけられていること、また、これを求める根拠としている今年に起こった緊急事態は理由にならないこと、比較対象としている他国とは、租税上の国柄が大きく違うために、安易に比較するのは適切でないこと。

以上3点の理由で、同意見書案は賛同しかねる旨を表明いたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第8号、意見書案第9号及び意見書案第12号から意見書案第15号までの6件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 審 議

○議長（日沖正信） 日程第5、議案第144号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第144号について御説明いたします。

この議案は、人事関係議案であり、収用委員会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議案第144号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

議 案 の 上 程

○議長（日沖正信） 日程第6、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第17号までは、令和元年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7330億3704万円余、歳出決算額は7102億5151万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である138億1473万円余を差し引いた実質収支としまして89億7079万円余の剰余が生じました。

このうち2分の1に相当する44億9000万円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に積み立て、残余の44億8079万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計など12の特別会計につきましては、歳入決算額は

3682億4187万円余、歳出決算額は3613億6706万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源である2億4564万円余を差し引いた実質収支としまして66億2916万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第22号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。

報告第23号及び第24号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率についてそれぞれ報告するものです。なお、令和元年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	令和元年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	令和元年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
7	令和元年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
9	令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
10	令和元年度三重県子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
11	令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
12	令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
13	令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
14	令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
15	令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
16	令和元年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
17	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

議 員 派 遣 の 件

○議長（日沖正信） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和2年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

(2) 派遣場所 和歌山県

(3) 派遣期間 令和2年11月8日 1日間

(4) 派遣議員
中瀬 信之 議員 藤根 正典 議員
野村 保夫 議員 濱井 初男 議員
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員
村林 聡 議員

休 憩

○議長（日沖正信） 着席のまま暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時24分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加・議員の辞職

○議長（日沖正信） この際、申し上げます。

倉本崇弘議員から議員の辞職願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。倉本崇弘議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、倉本崇弘議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時55分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加・会議録署名議員の追加指名

○議長（日沖正信） この際申し上げます。

会議規則第18条第1項の規定により、会議録署名議員の指名を日程に追加し、直ちに指名を行います。

去る1月15日、今定例会の会議録署名議員として、倉本崇弘議員を指名しましたが、議員辞職されたため、新たに会議録署名議員として、谷川孝栄議員を指名いたします。（拍手）

日程追加・常任委員の所属変更

○議長（日沖正信） この際、申し上げます。

会議規則第18条第1項の規定により、常任委員の所属変更の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

戦略企画雇用経済常任委員の奥野英介議員から、医療保健こども福祉病院常任委員に常任委員会の所属を変更されたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明20日から11月19日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明20日から11月19日までは休会とすることに決定いたしました。

11月20日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時57分散会